

# 今後の活動方針

---



2024年3月5日  
第15回昇龍道プロジェクト推進協議会



## ■観光立国推進基本計画（第4次）における基本的な方針

- 観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札。国際相互理解・国際平和にも重要な役割。
- コロナによる変化やこれまでの課題を踏まえ、2025年(万博開催)に向け、我が国の観光を持続可能な形で復活させる。
- 「**持続可能な観光**」「**消費額拡大**」「**地方誘客促進**」をキーワードに、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。

## ■取り組む3つの戦略

※個別の政策については主な内容を記載

### ○持続可能な観光地域づくり戦略

- ・観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- ・観光DX、観光人材の育成・確保
- ・自然、文化の保全と観光の両立等、持続可能な観光地域づくり

### ○インバウンド回復戦略

- ・コンテンツ整備、受入環境整備
- ・高付加価値なインバウンドの誘致
- ・アウトバウンド・国際相互交流の促進

### ○国内交流拡大戦略

- ・国内需要喚起
- ・ワーケーション、第2のふるさとづくり
- ・国内旅行需要の平準化

## ■目指す2025年の姿

- ✓ 活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域の社会・経済に好循環を生む「持続可能な観光地域づくり」が全国各地で進められ、**観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上、交流人口・関係人口の拡大**がコロナ前より進んだ形で観光が復活している。
- ✓ 万博の開催地である我が国が世界的潮流を捉えた観光地として脚光を浴び、「持続可能な観光」の先進地としても注目されている。

観光立国推進基本計画（第4次）に定められた基本的な方針や戦略を踏まえ、昇龍道への訪日外国人旅行者の誘致、訪日外国人旅行者の受入環境を整備していくために、次に掲げる取組を推進していく。

## ■ 持続可能な観光地域づくり

### ・ 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進

観光地域づくり法人（DMO）の形成促進、人材の確保・育成、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、観光DXの促進、観光の受益を広く地域にいきわたらせる仕組みの構築 等

### ・ インバウンド誘客・消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

国立公園の魅力向上・ブランド化、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、歴史的観光資源の活用、文化財・伝統芸能・アート・芸術コンテンツの活用、アドベンチャーツーリズムの推進 等

### ・ 地域における受入環境整備の促進

ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、観光地・観光産業における人材確保・育成、良好な景観の形成・保全・活用、地域観光資源のサステナブルな活用推進 等

## ■ 観光地等の高付加価値化

### ・ 地方における高付加価値な観光地域づくり

高付加価値旅行者を惹きつける商材の作成やコンテンツの創出 等

### ・ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化、経営の高度化等に対応した人材の確保・育成 等

### ・ オーバーツーリズムの未然防止・抑制

地域住民と協同した観光振興、受入環境整備の促進、マナー違反行為の防止・抑制、需要の適切な管理、需要の分散・平準化 等

## ■ 広域周遊観光の促進

### ・ インバウンドの誘客に向けた戦略的かつ集中的な取組

消費額増加及び地方誘客の促進、大規模イベント等を契機とした誘客の促進 等

## ■ 令和6年能登半島地震への対応

令和6年能登半島地震の影響による観光需要の落ち込みや災害を起因とするキャンセルの発生等に対応するため、各会員による観光支援の実施等。

- これらの取組について、昇龍道プロジェクト推進協議会の各会員が、それぞれの立場において自主的に実施するとともに、必要に応じて会員相互の連携を図る。
- 実施にあたっては、観光庁を初めとした国の予算メニューを積極的に活用するなど、効率的かつ効果的に取り組むこととする。
- 事務局（中央日本総合観光機構、中部運輸局、北陸信越運輸局）においては、会員相互の連携を促進させるとともに、会員への助言、会員からの相談へ積極的に対応していく。

本プロジェクトは、昇龍道プロジェクト推進協議会設置要綱にもあるとおり、各参加者が、自主的に参加者相互の連携を重視しながら、訪日外国人旅行者の誘致等の取組を行っていくものとなります。引き続き、昇龍道（中部北陸9県）への訪日外国人旅行者の誘致等のため、会員それぞれにおいて、様々な取組を積み重ねていくこととします。

参考 昇龍道プロジェクト推進協議会設置要綱（抜粋）

第4条 協議会は、各参加者が自主的に、かつ、参加者相互の連携を重視しつつ、次に掲げる事項に取り組むものとする。

第5条 2 協議会の構成員は、協議会の活動方針に賛同し、その取り組みにあたり、自主的かつ参加者相互の連携を重視する。